

【旗本竹谷松平家、幻の知行所・野津田村】



「野津田村絵図」（天和2年8月17日/1682年9月18日、野津田町・河井家文書）

◆一般に知られている野津田村の支配の変遷

武蔵国多摩郡野津田村は、徳川家康の関東入部以降、18世紀初めまで幕府領でしたが、宝永2（1705）年12月、旗本多賀家の^{ちぎょうしょ}知行所となります。ところが正徳6（1716）年6月27日、領主であった多賀高国が^{たかくに}同僚との口論をきっかけに江戸城内で刃傷事件を起こし、即刻改易となりました。その結果、野津田村は再び幕府領となります。その後、享保6（1721）年5月に一部が旗本富田家の知行所となって以降、享保18年までに順次、旗本山口家・由比家・高井家の知行所となり、江戸幕府滅亡まで旗本4家の知行所として支配が続いたとされてきました。

◆元禄の地方直しによる知行割り

ところが、旗本多賀家の^{くらまい}知行所となる前、他家の知行所となる機会がありました。元禄10（1697）年に^{げんろく}蔵米500俵以上を支給されていた旗本に対し、^{じかたなお}知行所を与える法令が出されたのです（元禄の地方直し）。その目的は、江戸周辺や生産性の高い地域の幕府領化、蔵米取の給与となる年貢米の江戸輸送費削減、將軍直属軍の強化などでした。これによって知行取の旗本が増加するとともに、対象外の旗本も含めて、^{たけのや}知行所の大規模な配置替えがおこなわれました。こうした背景により、野津田村は竹谷松平家領になる予定でした。

◆竹谷松平家について

竹谷松平家は、三河国^{ほい}宝飯郡竹谷（現愛知県蒲郡市内）を本拠とし、三河松平氏のなかでも最も古い家柄です。清定を祖とする分家は代々蔵米取で、4代清親は^{きよちか}1200俵の蔵米取でしたが、元禄の地方直しの際、武蔵国多摩郡内に1200石の知行所を宛てがわれました

【竹谷松平家の知行所】

知行所名	「野津田村年代記」で 確認できる知行所	知行替え要求	「万記録」掲載の 知行所	知行高（単位：石）
野津田村	○	○	×	823.
大塚村	○	○	×	398.
越野村	○	○	×	193.
上小山田村	?		○	425.2494
小山村	?		○	300.0000
小野路村	?		○	97.7630
落合村	○	—	○	288.7389
別所村	?		○	148.1200
平村	?		○	271.0430
高幡村	?		○	137.5300

* 「野津田村年代記」甲・乙本（野津田町・河井家文書）、「万記録」（小山町・島崎家文書）より作成

この時、どこが竹谷松平家の知行所とされたのかは判然としません。しかし、のちの史料ではありますが、小山町・島崎家文書の「万記録」（宝暦6・1756年正月作成）には、元禄11（1698）年8月付で、具体的に竹谷松平家が知行する村名と石高が記載されています【表】。そこには、上小山田村・小山村・小野路村などの市域の村が記載されていますが、野津田村は記載されていません。

◆竹谷松平家の知行所替え

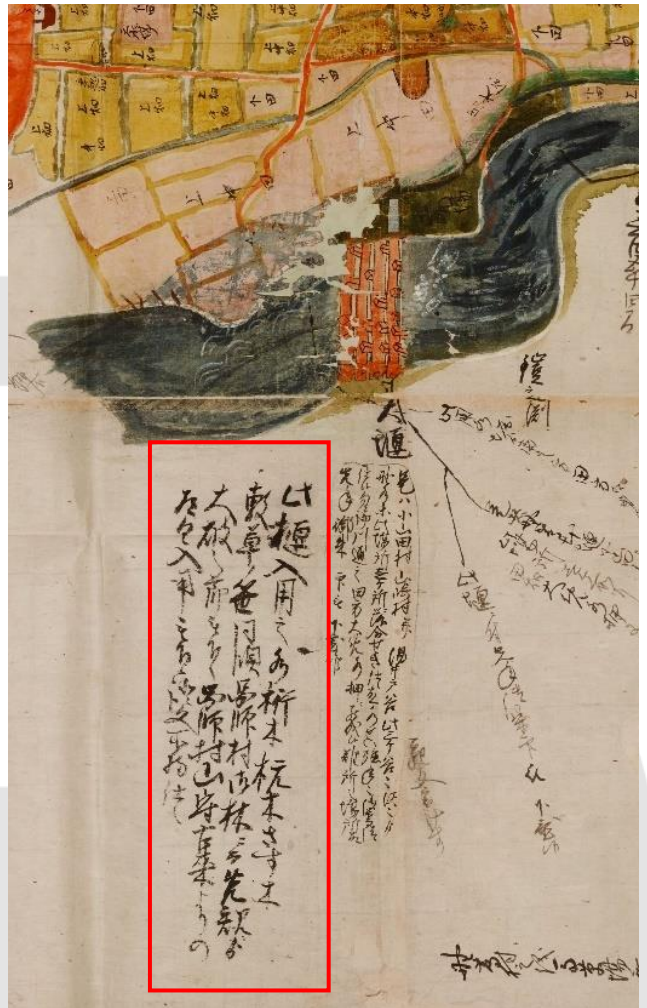
「河井家家譜」（『町田市史史料集』第5集所収）には「同（元禄）十丑年御知行渡松平次郎左衛門様御知行所渡り」と記載されています。さらに知行所となる際の様子が、「野津田村年代記」甲本（『町田市史史料集』第5集所収の史料は甲・乙合本）と乙本（町田デジタルミュージアム掲載）に詳しく記載されています。

これによると、元禄11年8月、松平清親（竹谷松平家）は知行所として野津田村を拝領することとなりました。8月9日、松平清親の家臣である岡本新七・柴田善左衛門が新たな知行所を視察するため、野津田村にやってきます。その際、村内の神社への参詣、村境の検分、制札の建替えなどがおこなわれるとともに、領民となる野津田村の人びとに対して清親から祝儀として金銭が下賜されました。

しかし、この支配替えに対して、野津田村から異議が唱えられます。野津田村には、鎧ヶ淵堰・綾部堰・福王寺溜井といった御普請場がありました。御普請場とは、施設の修繕・整備などにかかる費用を領主側も負担する場所です。これまで野津田村では、御普請場の修繕に必要となる用材を、同じく幕府領であった隣村の図師村から調達して^{ずし}いました。天和2

（1682）年の野津田村絵図内の鎧ヶ淵堰の説明書きには「此堰入用之水、桁木・杭木・さす木・敷草ノ笹、同領図師村御林ニ而先規より大破之節被下候、図師村山守古来よりの道具入用被下候証文所持仕候」という書き込みがあります。図師村は、元禄の地方直しによって、幕府領から旗本平岡家・旗本田中家・霊雲寺の知行所となりました。御普請資材の調達先が異なる領主の支配となってしまった結果、野津田村は今後の対応策について、懸念を抱いていることがわかります。

野津田村の名主三左衛門は、同じような事情を抱える越^{こし}野村・大塚^{おおつか}村（現八王子市内）の村役人とともに、領主の清親に問い合わせます。すると勘定奉行の荻原重秀は、清親家臣の岡本新七を通じて、重ねて竹谷松平家への知行替えを命じ、三左衛門らに対して帰村するよう申し付けます。しかし三左衛門だけ江戸に滞在するなか、野津田村組頭の伝兵衛が様子を伺いに江戸へ出府します。9月1日に伝兵衛が帰村した後、領主替えの訴えが成就するように、大山と飯綱権現（高尾山）への3か年の参詣や再び幕府領へ戻ることを願う日待^{ひまち}などをおこなっています。その効果があったのか、今回の支配替えは白紙となり、野津田村の希望が叶う結果となりました。元禄11年10月付の年貢割付状は、代官竹村惣左衛門から野津田村へ発給されています（野津田町・河井家文書：史料番号・再198）。三左衛門も今回の結果について「此度之不思議^{このたびのふしぎ}筆紙二難^{ひつしにつくしがたくそうろう}尽候」と記しています。



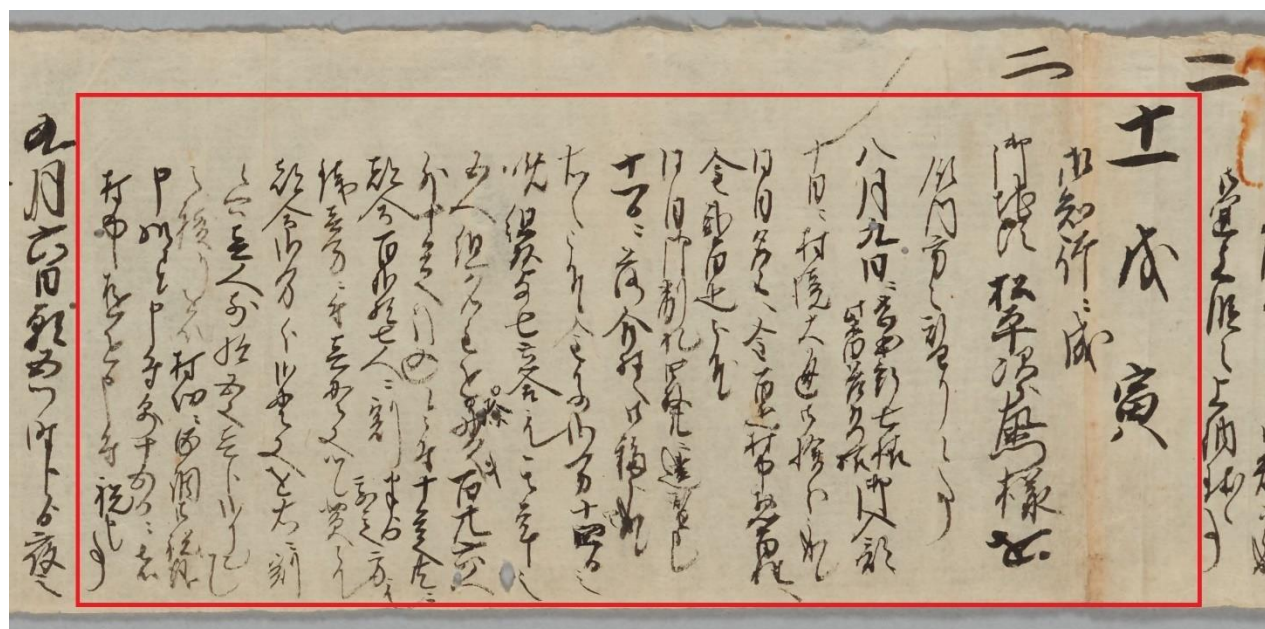
鑑ヶ淵説明書き（「天和2年野津田村絵図」）

◆その後の野津田村

その後、野津田村は、先述の通り、宝永2年12月に旗本多賀家への知行替えが命ぜられます。野津田村では、先の成功体験から、元禄の地方直しの時と同様、御普請場の維持管理の不都合さを訴え、幕府領での継続支配を求めましたが、今回はその要求は聞き届けられず、多賀家の知行所となりました。

＊「野津田村年代記」の翻刻文は『町田市史史料集』第五集に所収されていますが、掲載されている翻刻文は甲本・乙本を合本したものです。『町田市史史料集』第五集の当コラムで参照した部分は、甲本を翻刻したものです。

＊竹谷松平家家紋：丸に一つ引き



【翻刻文】

十一 戊寅

御知行二成

御地頭 松平次郎左衛門様を

領内方々替り候事

八月九日二 岡本新七様 御入部
柴田善左衛門様

十日二 村境大通御検分被成候、

同日名主へ金百疋、村中惣百姓へ

金貳百疋被下候

同日御制札四枚共ニ建替申候

十一日ニ落合村へ御移被成候、

右之被下候金子貳分、十四日之

晩、組頭与七立合ニて其年之

五人組・名主を除キ、百廿六人

外十兵衛引込三三付、十兵衛共ニ

都合百貳拾七人ニ割 半右衛門 方ニて
勘兵衛

錢壹分ニ付壹貫文ツ、買候て

都合貳分、貳貫文を右ニ割

候間、喜人前拾五文壹分式リンツ、

之積りを以村内ニ酒調、御祝儀

申様ニと申付、則十五日ニは

村中遊を申付、祝申候事

〔中略〕

九月十二日、江戸御地頭様より
門介と申御家来御飛脚
岡本新七様より野津田・大塚・
越野、此三ヶ村へ御状被下候、のつたへ
之御状拝見致候所ニ右之
三ヶ村八御普請所多ク候ニ付、
各願立被置候通、此度御
引替ニ成候由被仰下候ニ付、
則九月十三日ニ又市・五兵衛
先御代官 竹村惣左衛門様へ参
千右衛門様へ右之段申上候間、亦々
旦那御支配ニ成候由、千右衛門様
被仰下候
一、此度之替之儀、先大分之利
御普請有之、殊ニ堰道具
前々より同領下図師村御林江
申渡来り候所ニ、此度
下図師村八田中市郎右衛門様へ
御知行ニ相渡り候ニ付、明年より
堰道具等如何ニ可仕由、御地頭
松平次郎左衛門様へ八月中、三左衛門
并越野村伊左衛門・大塚村善兵衛、
右三人相詰居申候、然二右之訴状
荻原近江守様へ御取上ケ、重而
可被仰付候由、次郎左衛門様御役人
岡本新七様へ近江守様より被仰候
由被申候、先罷歸候様ニと被仰候由
可申候、都合日数十三日ニて罷歸也
右三左衛門江戸御屋敷ニ相詰
居候内、組頭伝兵衛殿惣名代ニ
見廻ニ被参候而、九月朔日ニ

傳兵衛殿被歸候節、大山井
 飯繩權現へ名主・年寄三ヶ年
 之内御前渡り可致候而此度
 御普請御訴訟ニ付、何とそ
 御引替可被下候、又々御領所ニ成候様ニ
 御日待を致願所、た之み申様ニと
 申越候ニ付、則九月三日之晩
 惣組頭衆東福寺寄合、右之通大山・
 飯繩へ名主并組頭老年に
 五人ツ、三ヶ年御礼参致筈ニ
 東福寺へ寄合、御日待之上、願狀
 東福寺御認被成候、しかも右日待
 四日之日八戌ノ日ニて何も悦申候、
 又飯繩へ之願狀開ニ九月廿六日ニ
 寄合、日待致、廿七日ニ参候日も
 戌ノ日ニて不思議成事共、未々
 ニ至迄、野津田村名主・惣百姓八
 大山・飯繩山へ寄を運愚ニ
 不可思ふ候、此度之不思議筆紙
 難尽候、先御地頭并御家来
 衆も殊之外残多思召候ニ付、
 岡本新七殿落合杯へ御檢見ニ
 御出候節、九月廿三日ニ御見廻
 として御出候ニ付、御馳走申、
 暮六ツ過ニ発足を御立、三左衛門
 手前人馬ニて別所村迄送り
 申候事